

令和元年第4回氷川町議会定例会会議録（第1号）

令和元年6月10日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程（第1日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 報告第 1号 有限会社氷川町まちづくり振興会の経営報告について
- 報告第 2号 平成30年度氷川町繰越明許費繰越計算書（一般会計）
について
- 日程第 5 議案第29号 氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例について
- 日程第 6 議案第30号 氷川町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第31号 氷川町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正す
る条例について
- 日程第 8 議案第32号 令和元年度氷川町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第 9 議案第33号 令和元年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第1号）
について
- 日程第10 議案第34号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及
び規約の一部変更について
- 日程第11 議案第35号 工事請負契約の締結について
- 日程第12 議案第36号 物品売買契約の締結について
- 日程第13 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第14 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 西 尾 正 剛

2番 木 下 厚

3番 河 口 涼 一

4番 清 田 一 敏

5番 長尾 憲二郎
7番 上田 俊孝
9番 米村 洋
11番 片山 裕治

6番 吉川 義雄
8番 三浦 賢治
10番 松田 達之
12番 上田 健一

4. 欠席議員はなし。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 平山 早苗 書記 畑野 照美

6. 説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---------|--------|--------|-------|
| 町 長 | 藤本 一臣 | 副町長 | 平 逸郎 |
| 教育 長 | 太田 篤洋 | 総務課長 | 稲田 和也 |
| 企画財政課長 | 濤岡 美智代 | 税務課長 | 西田 美子 |
| 町民課長 | 尾村 幸俊 | 福祉課長 | 山本 昭義 |
| 農業振興課長 | 前田 昭雄 | 農地課長 | 星田 達也 |
| 建設下水道課長 | 野田 俊明 | 地域振興課長 | 前崎 誠 |
| 会計管理者 | 橋本 智明 | 学校教育課長 | 岩本 博美 |
| 生涯学習課長 | 増永 光幸 | 代表監査委員 | 島田 博行 |

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（上田健一君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和元年第4回氷川町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上田健一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、10番、松田達之君、11番、片山裕治君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（上田健一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月14日までの5日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月14日までの5日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（上田健一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

今回、受理した請願・陳情等は、お手元に配りました請願・陳情等一覧表のとおりです。

また、例月出納現金検査が実施され、その報告書が提出されていますので報告します。なお、報告書は議会事務局に保管してありますので、ご自由に閲覧願います。

次に、八代広域行政事務組合議会平成31年2月定例会が開催され、会議録が提出されていますので報告します。なお、この会議録は議会事務局に保管してありますので、ご自由に閲覧願います。

次に、平成31年4月15日に、熊本地震犠牲者追悼式が熊本県庁で開催され、議長が出席しましたので報告します。

次に、令和元年5月23日に、熊本県町村議会議長会理事会及び県当局等要望活動が熊本市で開催され、議長が出席しましたので報告します。

次に、令和元年5月28日に、全国町村議会議長会正副議長研修会が東京で開催され、また29日には県選出の国会議員への要望が行われ、それぞれ議長、副議長

が出席しましたので報告します。

次に、令和元年6月4日に、熊本県町村議会議長会議長研修会・臨時総会が熊本市で開催され、議長が出席しましたので報告します。

これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第 4 行政報告

報告第 1号 有限会社氷川町まちづくり振興会の経営報告について

報告第 2号 平成30年度氷川町繰越明許費繰越計算書（一般会計）
について

日程第 5 議案第29号 氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例について

日程第 6 議案第30号 氷川町介護保険条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第31号 氷川町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正す
る条例について

日程第 8 議案第32号 令和元年度氷川町一般会計補正予算（第2号）について

日程第 9 議案第33号 令和元年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第1号）
について

日程第10 議案第34号 熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及
び規約の一部変更について

日程第11 議案第35号 工事請負契約の締結について

日程第12 議案第36号 物品売買契約の締結について

日程第13 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第14 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（上田健一君） 日程第4、報告第1号、有限会社氷川町まちづくり振興会の経
営報告についてから、日程第14、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につい
てまでを一括議題とします。

町長の挨拶及び提案理由の説明を求めます。

町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 皆さま、おはようございます。

若鮎踊る初夏の季節を迎えておりますけども、議員各位には日々ご活躍のことと
お喜び申し上げます。

本日は、令和元年第4回氷川町議会定例会を招集をいたしましたところ、皆さま
方には、大変お忙しい中にお繰り合わせ、ご出席をいただきまして、誠にありがと
うございます。

また、日ごろより町政運営につきまして格段のご協力をいただき、心より感謝とお礼を申し上げます。

熊本地震から3年2カ月を迎えようとしています。今なお、応急仮設及びみなし仮設住宅に25世帯、81名の皆さま方が避難生活を続けられています。1日も早く、元の生活に戻れますよう、継続してご支援をまいります。

なお、入居基準であります3年を迎えますので、今後の再建の相談を暫時行うとともに、再建が困難な世帯につきましては、県から譲り受けました仮設住宅を町有住宅として位置付けておりますので、個別に協議を行い、その活用を図ってまいります。

さて、本町を含む九州北部地方の梅雨入りが遅れているようであり。ただ、本格的な雨期を迎え、大雨による災害が起きないことを日々祈っているところであります。

また、氷川ダムの水位も低下をいたしております。今朝、現在で76パーセントの貯水率でありまして、これからいぐさの成長期、あるいは田植えの時期を迎えまして、農業用水の需要の増加、並びに夏場の渇水期を考慮いたしますと、少し不安があるところであります。今度とも日々節水に努めていかなければならないというふうに感じております。

去る5月20日から29日まで、計5回の町政懇談会を開催いたしました。情報の共有を図るとともに、様々な意見交換を行ったところであります。特に今回は、ごみ減量化宣言に伴います、ごみの減量化の取り組みにつきましてをテーマにいたしまして、意見交換を行いました。ご理解をいただいたところであります。

また、有意義な町政懇談会だったというふうに感じておりますけれど、参加者が年々少なくなっております。今後の町政懇談会のあり方についても少し検討する必要があるのかなというふうに感じたところであります。

去る5月26日に、町内3小学校の運動会が開催をされましたが、子どもたちの一生懸命な姿、また輝く瞳を目の当たりにいたしまして、感動を得るとともに、子どもたちの健全な育成と将来に希望を持てる氷川町を目指して、持続可能な町づくりへの取り組みを着実に進め、より良い形で次世代へ引き継いでいかなければならないと決意を新たにいたしました。

さて、本定例会に提案をいたしておりますのは、報告2件、条例の一部改正3件、令和元年度氷川町一般会計並びに特別会計補正予算、その他5件、諮問2件でございます。

報告第1号は、有限会社氷川町まちづくり振興会の経営報告について。

報告第2号は、平成30年度氷川町繰越明許費繰越計算書（一般会計）について

でありまして、これから、各担当課長よりご報告を申し上げたいと思います。

議案第29号は、氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でありまして、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、関係条文を改正するものであります。

議案第30号は、氷川町介護保険条例の一部を改正する条例でありまして、介護保険施行令及び関係法令の施行に伴い、関係条文の改正を行うものであります。

議案第31号は、氷川町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例でありまして、災害弔慰金の支給等に関する法律及び施行令の一部改正に伴い、関係条文の改正を行うものであります。

議案第32号は、令和元年度氷川町一般会計補正予算（第2号）でありまして、歳入歳出それぞれ5,412万9,000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ69億3,145万3,000円とするものであります。

歳入の主な予算といたしまして、県支出金4,564万7,000円、繰越金956万4,000円、歳出の主な予算は民生費4,372万円、主な内容は介護基盤緊急整備特別対策事業補助金等であります。

議案第33号は、令和元年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれ51万9,000円を追加し、歳入歳出総額を17億562万9,000円とするものであります。

歳入の主な予算といたしまして、国庫支出金及び繰入金51万9,000円、歳出の主な予算はシステム改修委託料51万9,000円であります。

議案第34号は、熊本県市町村総合事務組合の規約の一部変更について、議会の議決を求めるものであります。

議案第35号は、工事請負契約の締結について。

議案第36号は、物品売買契約の締結について。それぞれ氷川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条並びに第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

諮問第1号並びに諮問第2号は、人権擁護委員候補者の推薦について、議会の意見を求めるものでございます。

以上、簡単にご説明を申し上げますが、具体的な内容につきましては、担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議をいただき、円満なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。行政報告並びに提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（上田健一君） これから、報告第1号から順次、詳細説明を求めます。

農業振興課長、前田昭雄君。

○農業振興課長（前田昭雄君） それでは、報告第1号、有限会社氷川町まちづくり振興会の経営報告についてご説明いたします。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成30年度有限会社氷川町まちづくり振興会の経営状況について別紙のとおり報告いたします。

まず事業年度であります平成30年度営業計画の結果からご報告いたします。

資料の2ページをご覧ください。

直売所の1につきましては、新規入会者は2名に留まりましたが、高齢者への支援、若年層への情報提供、生産者情報の活用による消費者へのアピールを行い、出荷意欲の向上に努めました。

2につきましては、トウモロコシほか、各種飼料の配布。産地化形成を根ざしたブドウ苗の提供を行いました。出荷前の生産履歴の提出を義務付け、出荷物を個人ごとに管理しております。

3につきましては、各部門の生産者の圃場を取材し、写真付きのPR用POP広告を作成し、売り場に掲示しました。

続きまして、3ページをご覧ください。

農村レストランの1につきましては、生産者出荷物の積極活用を実施しています。また、プライスカード及び店頭表示板に当日使用農産物の生産者名を表示しております。

2につきましては、多年にわたり、衛生状態が優秀として、熊本県知事が選定する最優良衛生施設表彰を受賞しております。

おやつ工房の2につきましては、レストランと併せて、看板のリニューアルと写真の添付を行い、視認性が向上しております。

特産品加工事業の1につきましては、特産品加工センターの稼働により、新たな雇用を行いました。施設の充実とともに、より衛生管理の徹底を目指し、ハサップを導入した製造管理を進めております。

ツーリズム事業の1につきましては、町内外の園児・児童を対象とした農産物の植え付けから収穫を通して、正しい食の知識を学べる食育活動を強化しました。

続きまして、4ページをご覧ください。

外商事業の1につきましては、氷川町のPRを含め、販売会に出店していますが、会場使用料の高騰等もあり、引き続き検討をしています。

続きまして、当期の収支をご報告いたします。

7ページの損益計算書をご覧ください。

右側の金額の数字をご覧ください。上から2段目、売上高合計になりますが、2億3,167万5,115円に対し、在庫や経費を差し引いたものが上から10段目

の営業利益金額39万9,347円になります。この金額から営業外の収益や費用を加減したものが、下から4段目の経常利益123万5,381円になります。この額から法人税等を差し引いて、当期純利益金額は一番下の70万7,697円となっております。

次に、6ページをご覧ください。右下の純資産の部で、前期までの繰越利益に当期純利益70万7,697円を加えまして、下から7段目の数字になりますが、利益剰余金は4,054万9,180円となっております。よって純資産は資本金と合わせまして、下から6段目の6,204万9,180円を保有しております。

最後に、9ページをご覧ください。

これは決算をまとめたもので、売上と販売費及び一般管理費を項目別に計上しております。1,000円以下は省略して報告いたします。

まず売上になります。上の表になります。前年度の比較で主なものは、直売所で前年比伸び率が103.1%、1億3,138万円となります。これはぶどう、晩白柚などの売上げが増加したものです。続きまして、レストランは前年比伸び率が97.9%、4,197万円となります。客数の減少に伴い売上げが減少しています。加工センターは前年比伸び率が104.1%、1,677万円となります。特産品加工センターの生産量の増加によるものになります。氷川のしずくは、平成29年9月に閉鎖しましたので、決算はゼロとなっております。

次に、販売費及び一般管理費に関しては下の表になります。9段目の荷造り運送発送費は466万円増えて1,855万円、これはゆうパック宅配発送費用が高くなったためです。16段目の消耗品は121万円増えて541万円。特産品加工センターの物品等の購入によるものです。26段目の地代、家賃は99万円少なくなり388万円、これは氷川のしずくの閉鎖によるものです。

販売費合計は下から8番目で1億4,481万円となっています。最終利益は7ページでも説明しましたが、一番下の70万円の黒字となっております。

以上、有限会社氷川町まちづくり振興会の経営状況について報告を終わります。

○議長（上田健一君） 企画財政課長、濤岡美智代君。

○企画財政課長（濤岡美智代君） 報告第2号、平成30年度氷川町繰越明許費繰越計算書（一般会計）についてご説明いたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成30年度繰越明許費繰越計算書について、別紙のとおりご報告いたします。

開けていただきまして、繰越計算書をご覧ください。

25款、農林水産業費、5項、農業費、団体営農業農村整備事業、翌年度繰越額35万6,000円。担い手確保経営強化支援事業、翌年度繰越額2,312万2,

000円。

30款、5項、商工費、プレミアム付き商品券事業、翌年度繰越額150万2,000円。

35款、土木費、10項、道路橋梁費、氷川町長寿命化橋梁点検事業、翌年度繰越額286万4,000円、町道干拓道路線道路舗装補修事業、翌年度繰越額1,100万円、町道河原鹿島西網道線道路改良事業、翌年度繰越額1,720万円、町道浄土線道路改良事業、翌年度繰越額1,232万7,000円、町道北川反甫北鹿野線道路改良事業、翌年度繰越額6,278万6,000円、町道氷川中南線道路改良事業、翌年度繰越額350万円、町道今・桜ヶ丘線道路改良事業、翌年度繰越額1,562万4,000円、町道歩道橋塚田線道路改良事業、翌年度繰越額280万4,000円、町道笹尾迫線道路改良事業、翌年度繰越額485万円。

45款、教育費、10項、小学校費、宮原小学校ほか2校空調設備設置事業、翌年度繰越額1億8,807万1,000円。15項、中学校費、竜北中学校空調設備設置事業、翌年度繰越額5,995万6,000円。

以上の14事業で翌年度繰越額合計4億596万2,000円でございます。財源内訳といたしましては、国・県支出金が1億2,640万3,000円、地方債2億5,470万円、一般財源2,485万9,000円となっております。

これで、報告第2号の説明を終わります。

○議長（上田健一君） 総務課長、稲田和也君。

○総務課長（稲田和也君） 議案第29号、氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、国の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い条例の一部改正する必要があるためです。改正内容につきましては、新旧対照表の6.7ページでご説明をいたします。

選挙長から期日前投票所の投票立会人等の日額の報酬を別表第2のとおり、100円から200円引き上げるものです。

以上で、議案第29号の説明を終わります。

○議長（上田健一君） 福祉課長、山本昭義君。

○福祉課長（山本昭義君） 議案第30号及び議案第31号を説明させていただきます。

議案第30号、氷川町介護保険条例の一部を改正する条例について説明いたします。氷川町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方

自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としまして、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令等の施行に伴い、低所得者に係る第1号保険者の減額賦課に係る規定等が改正されましたので、条例の一部を改正するものです。

3枚目、新旧対照表でご説明をいたします。改正の内容としましては、65歳以上の人の介護保険料を世帯全員が住民税非課税の方を対象に軽減を拡大して行うもので、介護保険料が第1段階から第9段階までであるうち、第1段階をさらに軽減するほか、第2段階及び第3段階にも軽減が適用できるように改正いたします。

第5条第2項は、第1段階の保険料が3万7,800円から3万1,500円に。第3項は、第2段階の保険料が6万3,000円から5万2,500円に、第4項は第3段階の保険料が6万3,000円から6万900円に軽減されるものです。

第5条第1項及び第2項は、改元に伴い平成から令和に改めております。

第6条につきましては、10月の期日に誤りがありましたので修正するものです。なお、この条例は公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用するものです。

これで、議案第30号、氷川町介護保険条例の一部を改正する条例について説明を終わります。

次に、議案第31号、氷川町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。氷川町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としまして、災害弔慰金の支給等に関する法律及び施行令の一部改正に伴い、各項の番号変更など整理されたことにより条例の一部を改正するものです。

3枚目、新旧対照表でご確認願います。第2章の章名を災害弔慰金の支給に改めて、第14条の見出しを利率及び保証人とし、同条の第2項及び第3項に保証人に関する条文を追加しております。第15条では、償還方法として月賦を追加し、第3項は災害弔慰金の支給に関する法律施行令の一部改正に生じた引用条項の整理をしております。

これで、議案第31号、氷川町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について説明を終わります。

○議長（上田健一君） 企画財政課長、濤岡美智代君。

○企画財政課長（濤岡美智代君） 議案第32号、令和元年度氷川町一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

令和元年度氷川町一般会計補正予算（第2号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

開けていただきまして、1ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,412万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億3,145万3,000円とする補正予算でございます。

まず5ページをご覧ください。

第2表、地方債補正です。限度額を変更するもので、総務債を2億1,970万円に、農林水産業債を9,420万円に、土木債を1億6,340万円に補正するものです。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

11ページをご覧ください。

10款、総務費、5項、総務管理費、5目、一般管理費です。ペルー熊本県人会創立100周年記念式典に出席のための町長、議長、随行職員、合計3名分の旅費及び記念品代を計上しております。今年4月、ペルー熊本県人会名誉会長である平岡ルイス様と、奥様で会長の平岡土亀八重子様が来庁され、8月に開催する記念式典にぜひご出席いただきたいとご案内がありました。また、先般、会長様より招待状が届き、2名分の旅費を平岡ルイス様にご負担していただけるということでございます。ご負担いただいた旅費につきましては、歳入での受け入れを予定しております。

13節、委託料、220万円は、令和2年度より導入されます会計年度任用職員制度に向け、現況の把握整理、例規整備等の移行支援業務を委託するものです。

18節、備品購入費48万2,000円は、健康増進法の一部を改正する法律により、官公庁施設が敷地内禁煙となりますので、喫煙ブース施設を設置し対応するものです。この喫煙ブースにつきましては、役場のほか、宮原振興局、竜北福祉センター、氷川町公民館にも設置を予定し、その費用をそれぞれに計上しております。

13目、振興局費、19節、負担金補助及び交付金、100万円は移住支援金で、東京23区の在住者、または通勤者が熊本県の求人サイトを利用し就職、氷川町に移住した者に支援金を支給するもので、1世帯分を見込んでの計上でございます。費用負担は、国2分の1、県4分の1、町4分の1となっております。

次の12ページをご覧ください。

20項、選挙費、35目、参議院議員選挙費、1節、報酬は執行経費基準法改正により、それぞれの報酬が改定されたため、不足分を計上するものです。

13ページをご覧ください。

15款、民生費、5項、社会福祉費、10目、高齢者福祉費、19節、負担金補助金及び交付金3,920万円は、介護基盤緊急整備特別対策事業補助金及び施設

開設準備経費助成特別対策事業補助金で、認知症高齢者グループホームの開設に補助するものです。今年3月末に、指定候補事業者として決定したため、今回での補正予算計上となり、財源は国3分の2、県3分の1の補助でございます。

14ページをご覧ください。

10項、児童福祉費、15目、保育所費、13節、委託料188万円は、子ども子育て支援システム制度改正対応業務委託料で、幼児教育無償化に伴い、システムの改修が必要となったものです。国の10分の10補助でございます。

16ページをご覧ください。

25款、農林水産業費、5項、農業費、10目、農業振興費、19節、負担金補助及び交付金は、攻めの園芸生産対策事業費補助金229万円で、果樹強化棚整備事業及びいちご自動換気施設整備事業分でございます。

次の農業用ハウス強靱化緊急対策事業補助金99万4,000円は、台風などの気象災害による被害防止のため、農業用ハウスの補強及び保守管理を支援するものです。この2つの補助金につきましては、県の10分の10補助となっております。

18目、経営所得安定対策費、19節、負担金補助及び交付金169万6,000円は、経営所得安定対策推進事業費補助金及び水田産地化総合推進事業費補助金で、補助金の内示を受けて補正するものです。

25目、農地費、19節、負担金補助及び交付金668万2,000円の減額は、県の事業費に伴い補正するものです。

17ページをご覧ください。

30款、5項、商工費、5目、商工総務費、13節、委託料116万7,000円はプレミアム付き商品券システム導入業務委託料でございます。消費税引き上げに伴う事業であり、対象世帯の抽出のためのシステム導入が必要となったものです。

次に、歳入の主なものをご説明いたします。

8ページをご覧ください。

65款、国庫支出金、10項、国庫補助金、10目、民生費国庫補助金、10節、児童福祉費補助金の主なものは、子ども・子育て支援事業費補助金299万9,000円で、幼児教育無償化実施のための補助金でございます。

25目、土木費国庫補助金、5節、土木費補助金291万9,000円の減額は、野津団地外壁改修工事に係る社会資本整備総合交付金の内示額によって補正するものです。

70款、県支出金、10項、県補助金、20目、農林水産業費県補助金、5節、農業費補助金の主なものは、農業農村整備推進交付金649万3,000円の減額で、団体営農業農村整備事業の15パーセントが交付されておりましたが、今年度

より廃止になったため減額し、次の団体営農業農村整備補助金として事業費の14パーセントが補助されることで、606万1,000円を計上するものです。

10ページをご覧ください。

99款、5項、町債、15目、農林水産業債、5節、公共事業等債4,110万円の減額及び10節、一般補助施設整備等事業債2,270万円、15節、合併特例債1,300万円は、県営事業負担金へ充当するものですが、負担金額の変更に伴い、財源組替を含め補正するものです。

20項、土木債、20節、公営住宅建設事業債290万円は、国庫支出金の社会資本整備総合交付金の減額により不足する財源に充当するため計上するものです。

21ページの給与費明細書及び22ページの地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書につきましては、ご覧いただきたいと存じます。

これで、議案第32号、令和元年度氷川町一般会計補正予算（第2号）についての説明を終わります。

○議長（上田健一君） 福祉課長、山本昭義君。

○福祉課長（山本昭義君） 議案第33号、令和元年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

令和元年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億562万9,000円とするものです。

歳出からご説明いたします。

7ページ、配付資料をお開きください。

5款、総務費、5項、総務管理費、5目、一般管理費、13節、委託料51万9,000円を補正するものです。これは消費税の引き上げに伴う介護報酬改定などに伴うシステムの改修を委託するためのものでございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。

前の6ページとなります。

15款、国庫支出金、10項、国庫補助金、15目、事業費交付金、5節、現年度分25万9,000円を計上しております。これは介護保険事業補助金として、委託費の50パーセントとなります。残りの分につきましては、一般会計からの繰

入金となっております。

以上で、議案第33号、令和元年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明を終わります。

○議長（上田健一君） 総務課長、稲田和也君。

○総務課長（稲田和也君） 議案第34号、熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてご説明いたします。

地方自治法第286条第1項の規定により、熊本縣市町村総合事務組合規約の一部を変更するため、地方自治法第290条の規定により関係市町村の議会の議決を求めるものでございます。

変更内容は、規約第3条10号の住民の交通災害見舞金に関する共同処理する事務から、合志市が令和元年8月31日をもって脱退するため、規約の一部を変更するものでございます。

これで、議案第34号の説明を終わります。

○議長（上田健一君） 企画財政課長、濤岡美智代君。

○企画財政課長（濤岡美智代君） 議案第35号、工事請負契約の締結についてご説明いたします。

竜北中学校空調設備等設置工事について、工事請負契約を締結するために議会の議決を求めるものでございます。

契約金額5,329万5,000円、契約の相手方、熊本県八代郡氷川町鹿島745番地4、株式会社上村工業、代表取締役 上村幸義様でございます。

提案理由といたしましては、竜北中学校空調設備等設置請負契約について、氷川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決が必要ですので提案するものでございます。

これで、議案第35号、工事請負契約の締結について説明を終わります。

○議長（上田健一君） 農業振興課長、前田昭雄君。

○農業振興課長（前田昭雄君） 議案第36号、物品売買契約の締結についてご説明いたします。

氷川町竜北物産館POSシステムについて、売買契約を締結するために議会の議決を求めるものでございます。

物件名及び数量、氷川町竜北物産館POSシステム一式、契約の方法、公募型プロポーザル方式による随意契約、契約金額999万円、契約の相手方、福岡県福岡市東区多の津4丁目24の31、株式会社九州テラオカ、代表取締役社長 弓削宏造様でございます。

提案理由といたしましては、本件の物品売買契約の締結については、氷川町議会

の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決が必要ですので提案するものでございます。

これで、議案第36号、物品売買契約の締結について説明を終わります。

○議長（上田健一君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 諮問第1号につきましてご説明をいたします。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞くものでございます。

住所 熊本県八代郡氷川町吉本145番地3。

氏名 川田博文。

生年月日 昭和25年9月28日生まれでございます。

同氏は、広く社会の実情に精通し、地域住民から深く信頼され、現在は民生児童委員として、中立公正な立場から地域福祉の向上に積極的に活動をされております。これらの経験を基に、お互いの人格や個性を尊重し、支え合うことの大切さを伝える人権擁護委員として活躍が期待ができますので、候補者として推薦してよろしいか、議会の意見を求めます。

諮問第2号についてご説明いたします。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞くものでございます。

住所 熊本県八代郡氷川町野津830番地2。

氏名 西村博子。

生年月日 昭和37年3月23日生まれでございます。

同氏は、教育の現場で人権問題について学び、子どもたちと共に差別をなくし、お互いの人格や個性を尊重し、支え合うことの大切さを伝え、人権啓発活動等に取り組みされております。これらの経験を基に、中立公正な立場で人権思想の普及、高揚に活躍が期待ができますので、人権擁護委員候補者として推薦してよろしいか、議会の意見を求めます。

○議長（上田健一君） 説明が終わりました。

ここで10時55分まで、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時43分

再開 午前10時55分

-----○-----

○議長（上田健一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。

議案第29号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第30号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第31号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第32号について、質疑ありませんか。

吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 質疑というよりも、もう一度、説明をお願いしたいと思います。

15ページ、民生費、15款、民生費、15項、福祉センター費、10目、竜北福祉センター費、備品購入費67万9,000円について計上されていますが、何に使うのか、何を入れるのか。

もう一点、令和元年度当初予算に備品購入費は計上されていませんでした。なぜ、計上することになったのか、備品購入費は0円計上ではなかったか。なぜ、当初に計上できなかったということを聞かせていただきたい。

○議長（上田健一君） 福祉課長、山本昭義君。

○福祉課長（山本昭義君） この備品につきましては、健康増進法の一部改正に伴う受動喫煙防止のため、喫煙ブースを設置する必要があるということで、福祉センターの体育館上り口の階段下に設置するために、ここで計上しております。その健康増進法の一部改正が当初予算のときにははっきり分かりませんでしたので、今回、補正予算で計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（上田健一君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 分かりました。委員会が違うから、審議対象にならないので、もう一点、お伺いします。

17ページ、30款、商工費、5項、商工費、5目、商工総務費、ここに役務費で70万円の減額がされています。当初予算は100万円の計上でありました。大幅な減額の理由、説明がなかったので、説明をしていただきたいと思います。

○議長（上田健一君） 地域振興課長、前崎誠君。

○地域振興課長（前崎 誠君） 消費税の引き上げに伴うプレミアム商品券の発行を令和元年度に予定しております。10月1日で発行したいということでしております。

当初、この13の委託料の116万7,000円、プレミアム商品券のシステム導入業務の委託料をここに計上しておりますが、予算組替となります。

11の需用費の46万7,000円、12の役務費の70万円の予算をこのプレミアム付き商品券システム導入業務の委託料として、町が導入しておりますシステムの改修に必要な費用をここに予算組替をしております。プレミアム付き商品券の発行プログラムの関係で、対象世帯の抽出、これが非課税、2019年度住民税非課税者、それと3歳未満の子どもが属する世帯の世帯主等を抽出するためのもので、システムにより対象世帯を確定するものです。

○議長（上田健一君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） やはり説明のときに言われれば、納得するわけですね。それは最初に、そのことは補正で説明されていれば、聞く必要もなかったし、やられることはいいことですので、要するに組み替えた関係で、必要ないから落とすと、そういうことですね。分かりました。

○議長（上田健一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） これで質疑を終わります。

次に、議案第33号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第34号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第35号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。

これから議案第35号を先議いたします。

○議長（上田健一君） 片山裕治君。

○11番（片山裕治君） 氷川町の中学校2校の開札調書の提出をお願いしたいと思いますけど、よろしいでしょうか。

○議長（上田健一君） 開札調書ですね。担当課、準備できますか。では、配付してください。

ここで暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時02分

再開 午前11時06分

-----○-----

○議長（上田健一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

片山裕治君。

○11番（片山裕治君） しばらく休憩をお願いいたします。

○議長（上田健一君） では、暫時休憩します。

議員の皆さま、全員、控え室のほうへお願いします。

-----○-----

休憩 午前11時07分

再開 午前11時21分

-----○-----

○議長（上田健一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから討論を行います。

三浦賢治君。

○8番（三浦賢治君） 私は、この件につきましては、反対の立場で討論をさせていただきます。開札結果から落札率が非常に高いというふうに感じております。竜北中学校97.4パーセント、氷川中学校90パーセント、誰が見てもこの入札の落札率の調書を見ても分かると思いますが、何かきな臭いところもうかがえます。今、経費削減のときに、少しでも残していただきたい。努力をしていただきたいという思いでございます。

そして、町のほうにも一言、言わせていただきたいのは、今回の落札率、氷川中学校90パーセント、そうしたら、この90パーセントでできる努力をされた業者さんがいるわけですので、単価公正の見直しが必要ではないかというふうには私思っております。確かに、入札は公平な入札と私は思っておりますけれども、そういう努力も少ないというふうに感じておりますので、私はこの件については反対をいたします。

○議長（上田健一君） ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田健一君） これで討論を終わります。

これから、議案第35号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上田健一君） 起立少数です。したがって、議案第35号は否決されました。

次に、議案第36号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、諮問第1号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、諮問第2号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第29号から議案第34号まで及び議案第36号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号から議案第34号まで及び議案第36号は、議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

-----○-----

散会 午前11時25分